

入港料

入港料の料率は、入港1回につき、総トン数1トン当たり2円91銭（以下「基本料率」という。）とする。ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。）にあつては入港1回につき総トン数1トン当たり2円70銭とし、外航船舶以外の船舶にあつては入港1回につき総トン数1トン当たり基本料率の2分の1を減じた額（当該額に1銭未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。